

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年5月15日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18720162

研究課題名（和文）

欽定憲法史観の定着と政党政治擁護論の展開に関する研究

研究課題名（英文）

A study on relationship between the historical view of the Imperial Constitution and the theory of political parties.

研究代表者

川口 暁弘(KAWAGUCHI AKIHIRO)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80327311

研究成果の概要：政党政治家による政党政治擁護論は、通常、民主政治先進諸国の理論・事例を援用してその正統性を訴えるものだと考えられている。しかし近代日本に於いては、政党政治を敵視する藩閥政府を説得しながら、国民の信頼をかちとるために、政党政治家は「政党政治は明治天皇がつくった欽定憲法の趣旨に適うものである」との論法も併用していた。この傾向は「憲政の神様」と称揚された尾崎行雄に顕著に表れる。政党政治家は欽定憲法史観の普及に寄与したのである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	150,000	1,850,000

研究分野：日本史

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：明治憲法 欽定憲法史観 政党政治

1. 研究開始当初の背景

本研究は三つの背景を持っている。

まずは昭和期憲法思想史の観点から解明を

必要とする問題である。昭和10年代の、国体明徴運動を推進した人々の憲法思想の特質は、「憲法に対する原理主義」にある。これがかつて拙稿「憲法学と国体論」序文において、「盲目的

護憲精神」と表現した。そして、この精神構造形成の十分条件の一つとして、欽定憲法史観の定着と浸透を挙げた。国体明徴派は憲法を遵守すべき理由として、しばしば欽定憲法の神聖さに言及していたからである。この場合、「欽定」は文字通り明治天皇が自ら行ったことと解され、極端な事例に於いては伊藤博文による憲法制定作業の全てを明治天皇の指示に基づくものと主張するのである。この様な歴史認識は如何にして形成され、国民の間に流布し、定着していったのか、歴史的研究を必要とする。

次に明治期憲法思想史の観点からである。憲法発布以前に民間に多くの私擬憲法(その多くは当然に国約憲法を想定した)が起草されたこと、民権運動家の中には過激化して暴力を以て政府と対決したこと、等は、従来の憲法制定史研究・自由民権研究に於いて指摘されてきたところである。ところが、かかる国約憲法論者・民権闘士が、欽定憲法を如何に受認していったかを思想史の領域で解明した考察は見あたらないのである。民権派の新聞雑誌の多くが欽定憲法を好意的に迎えたことは事実である。その多くが、平和的状况(当時は「君臣和氣」「和氣藹々」と表現した)下で憲法発布が為されたことを言祝ぐのも事実である。しかし、保安条例をはじめとする言論統制があったこと、現に多くの逮捕者・受刑者がいたこと、等を勘案するとかかる言論を鵜呑みにするのは躊躇せざるを得ない。彼らは憲法制定、それも国約憲法の制定に真剣に取り組んでいたものであり、それだけに憲法が「欽定」されたことへの不満は大きかったはずである。ところが、かかる問題に取り組んだ研究が存在しない。憲法思想史の空白なのである。

最後に政党政治発達史の観点からである。従来の日本近代史は、政党政治発展の事実経過を詳細に解明してきたが、その一方で、反政党主義を理論的支柱とする明治「欽定」憲法の下で、政党政治家たちが自己の活動をいかに正当化してきたか、という問題に着目する努力を怠ってきた。現代の研究者は西欧立憲国家を模範と

みだてて日本もこれに追随することを当然とみなしていたため、欽定憲法下で政党政治を正当化することにともなう論理構築の困難さや歴史的経験の意味、その特異性がみすごされたからである。

以上三点の問題関心から、「欽定憲法史観の定着と政党政治擁護論の展開に関する研究」の必要性を痛感するに至ったものである。

2. 研究の目的

欽定憲法史観は①明治天皇の主体性強調、②その裏返しとして伊藤博文らの従属性強調ないしは役割の矮小化、③天皇と臣民が平和的關係の裡に憲法制定を行ったこと④憲法制定・議会開設は明治維新完成＝第二維新であること、等を構成要素とする。この四条件を備えた欽定憲法史観の定着と流布に、政党政治家による政党政治擁護論が深く関係していたことを論証する。

管見の限りで仮説を述べれば、政党政治家は政府がつくった欽定憲法史観を横領して、政党政治の必然性を正当化する論理にすり替えたのである。憲法は「公議輿論」をうたった五箇条の御誓文の趣旨を実現するために天皇が欽定したものであり、「公議輿論」を発展させるとは議会政治・政党政治を発展させることに他ならない、故に政党政治は天皇の意思にかなう政治体制でありその発展に尽くすことは臣民の義務である、というものである。

すなわち、政党政治家は自己を正当化するために欽定憲法史観の定着に加担してきたわけである。かかる意欲はいつ頃から政党政治家の常套する論法となったか、定着に到る思想の紆余曲折はいかにあったか。かれらの意欲を酌み取る資料として議事録・新聞雑誌・各政党の機関誌を使用して、①内閣不信任案の論理構成②彼らが主宰する憲法発布記念式での発言③伝記・評伝にあらわれた伊藤博文に対する評価、を検討し、上記課題を解明する。

本研究の考察対象は憲法制定後～第二次憲政擁護運動の時期にわたる。大正末年に上杉慎吉によって大正・昭和維新論から政党政治が除外されることで、昭和期の国体明徴派の政党政治否定を伴う欽定憲法史観が形成され、その結果、政党政治家の言説が横領されるまでを解明することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は伝統的歴史学の方法論を用いるため、特別新奇的な工夫はない。

国立国会図書館所蔵の図書・雑誌を閲覧し、政党政治家の著した論説から政党政治擁護の論法を抽出し、そこに欽定憲法史観との関係の有無を検証する、と言うのが唯一の方法である。

4. 研究成果

(1) 2006年度は政党政治家の論説収集作業のかたわら、鉄道国有化法案審議過程、および、第一次憲政擁護運動における政党政治家の憲法言説を調査した。今後の研究を進める上で、議論の劃期となる時期を見定めたかったからである。

日中戦争下の総動員体制構築過程で当時の挙国一致政府はただのひととして既存産業を国有化できなかつた。たいして1906年の政友会内閣は国内の全私鉄を国有化できた。ふたつの結果の違いは権力の多寡に由来するものではあるまい。憲法感覚の相違としてこの問題を比較する必要がある。

第一次憲政擁護運動は、政党政治家が護憲勢力として振る舞うこととなった象徴的事例である。先行研究では西欧の立憲主義を移植する運動として位置づけられているが、犬養毅と尾崎行雄は、明治天皇の御霊を祀って運

動の成功を報告している。ここでは五ヶ条の御誓文と憲法発布勅語が朗読されたのである。

二つの事象にあらわれる憲法感覚の落差については、それこそ本研究の骨子にかかわる問題であるが、未だ成案を得ていない。又、このもくろみは労力の節約を望みすぎた憾が有り、次年度以降は改めて論説収集を地道に積み重ねるほか無いと観念した。

(2) 2007度は下記の三点について調査した。

①政党政治家の論説を継続して収集した。この作業によって、当初の仮説通り、政党政治家が政府や国民を説得する(安心させる)論法として欽定憲法史観を利用していることが確認できた。島田三郎や齋藤隆夫のように、欽定憲法史観を方便として利用している者もある一方で、田中義一や尾崎行雄のように方便か本心か見分け難い者も居る。前者・田中は予想の範囲内であるが、後者・尾崎は憲政の神様と称揚されているが、その著書の文字だけを羅列すると昭和の右翼運動家と見分けが付かない。

②政府側の動向の解明を行った。金子堅太郎・穂積八束らの言説を検討すると共に、教科書の調査によって、政府が如何なる憲法制定史観を国民に教えようとしたかを明らかにするためである。

③国体明徴派の欽定憲法観に直接連結する上杉慎吉の資料を収集し検討した。

大正初期を主たる調査対象とした昨年度に比較して、本年度は大正中期から昭和初期に到る時期を主たる調査対象とし、政党政治擁護論と欽定憲法史観を結びつける、これまでの政党政治家の論法に対して、保守陣営から疑義が唱えられはじめる様相を解明した。

(3) 2008年度は、政党政治家の論説を収集するかたわら、収集対象を国体明徴派の

欽定憲法観にかんする資料へと拡大し、検討を行った。この検討により、これまで政党政治家が用いてきた政党政治擁護の論法が、そのまま、政党政治批判の根拠に転用されていることを確認できた。この確認作業を通して国体論についても知見を深めたことは収穫であった。国立国会図書館蔵書で「国体」を題名に持つ資料を丹念に渉猟することで、国体論の変遷とその特質を明確に理解することが出来たからである。その成果を、2008年7月20日開催の第52回北海道教育大学史学会大会において、「国体と国民」と題して発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

①川口暁弘、「国体と国民」、第52回北海道教育大学史学会大会、2008年7月20日、北海道教育大学旭川校（北海道旭川市）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川口 暁弘 (KAWAGUCHI AKIHIRO)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80327311

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし